

平成 2 2 年 3 月 2 5 日

平成 2 2 年第 1 回 岬町 議会 定例会

第 3 日 会議録

平成22年第1回(3月)岬町議会定例会第3日会議録

○平成22年3月25日(木)午前10時29分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	6番 出 口 實	7番 奥 野 学
8番 谷 本 貢	9番 反 保 多喜男	10番 岡 本 重 樹
11番 辻 下 文 信	12番 辻 下 正 純	13番 豊 国 秀 行
14番 小 川 日出夫	15番 竹 内 邦 博	

欠席議員 な し

傍 聴 な し

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田 代 堯	教 育 長 田 中 繁 樹
総 務 部 長 中 口 守 可	総 務 部 理 事 時 岡 貢
企 画 部 長 笠 間 光 弘	企 画 部 理 事 谷 下 泰 久
住 民 部 長 白 井 保 二	福 祉 部 長 芦 田 貴志雄
福 祉 部 理 事 南 康 明	事 業 部 長 兼 直 轄 理 事 松 永 英 三
上 下 水 道 部 長 末 原 光 喜	会 計 管 理 者 兼 理 事 渊 原 義 仁
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 長 古 谷 清	総 務 部 総 務 法 制 課 長 中 田 道 徳
総 務 部 行 財 政 改 革 課 長 四 至 本 直 秀	総 務 部 危 機 管 理 課 長 亀 崎 義 夫
企 画 部 秘 書 人 事 課 長 竹 下 雅 樹	

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博

議会事務局課長 大 山 鐵 男
兼 議 会 係 長

議事日程

日程 1		三常任委員長報告
日程 2	議案第28号	平成21年度岬町一般会計補正予算（第8次）の件
日程 3	議案第29号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件
日程 4	議員提出議案第1号	岬町議会委員会条例の一部を改正する件
日程 5	意見書案第1号	子ども手当の全額国庫負担を求める意見書（案）

(午前10時29分 開議)

○谷本 貢議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成22年第1回岬町議会定例会3日目を開会します。

ただいまの時刻、午前10時29分です。

本日の出席議員は14名です。

定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○谷本 貢議長 日程1、「三常任委員長報告」を行います。

過日、3月4日の本会議において、総務文教、厚生、事業の各委員会に付託しました議案について、各委員会で慎重に内容の審査をしていただいたその結果を三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。事業委員長、反保多喜男君。

○反保事業委員会委員長 議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をいたします。

3月4日の本会議において、本委員会に付託されました6件の議案については、3月9日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑・応答等の詳細な内容につきましては、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いします。

議案第3号、平成21年度岬町一般会計補正予算（第7次）の件のうち、本委員会に付託されました案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第6号、平成21年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）の件につきましては、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第8号、平成22年度岬町一般会計予算の件のうち、本委員会に付託されました案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第13号、平成22年度岬町下水道事業特別会計予算の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第14号、平成22年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件については、質疑・討論

なく、満場一致で可決されました。

議案第21号、平成22年度岬町水道事業会計予算の件につきましては、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された6議案は可決すべきものと決定しております。

以上で、私の委員長報告を終わります。

○谷本 貢議長 事業委員長の報告が終わりました。

それでは、事業委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

次に、厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長、中原 晶君。

○中原厚生委員会委員長 厚生委員会委員長報告を行います。

3月4日の本会議において、本委員会に付託されました10件の議案については、3月10日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑・応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

議案第3号、平成21年度岬町一般会計補正予算(第7次)の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第4号、平成21年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第5号、平成21年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2次)の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第8号、平成22年度岬町一般会計予算の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答、反対討論、賛成討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第10号、平成22年度岬町国民健康保険特別会計予算の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第11号、平成22年度岬町老人保健特別会計予算の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第12号、平成22年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件については、質疑・討論な

く、満場一致で可決されました。

議案第15号、平成22年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第16号、平成22年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第27号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された10議案は可決すべきものと決定しております。

以上で、委員長報告を終わります。

○谷本 貢議長 厚生委員長の報告が終わりました。

それでは、厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、辻下文信君。

○辻下総務文教委員会委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をします。

3月4日の本会議において、本委員会に付託されました10件の議案については、3月11日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑・応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願ひします。

議案第3号、平成21年度岬町一般会計補正予算（第7次）の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第7号、平成21年度岬町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1次）の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第8号、平成22年度岬町一般会計予算の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第9号、平成22年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第17号、平成22年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件、議案第18号、平成22年度

岬町深日財産区特別会計予算の件、議案第19号、平成22年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件、議案第20号、平成22年度岬町谷川財産区特別会計予算の件までの4件については一括議題とし、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、4件とも満場一致で可決されました。

議案第25号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第26号、岬町特別会計条例の一部を改正する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された10議案ともに可決すべきものと決定しております。

以上で、委員長報告を終わります。

○谷本 貢議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

それでは、総務文教委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、議案第3号「平成21年度岬町一般会計補正予算(第7次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許します。反対ですか。反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 本件につきましては、国の臨時交付金の交付により、積年の課題として積み残されたものに手をつけられることとなり、それについては大変喜ばしいことと考えるものであります。今回の交付金で道路や橋梁、し尿処理施設の整備など、住民生活に役立つ事業に充てられることとなります。まだ多くの改修などが求められている中ではありますが、交付金の積極的な活用を評価したいと思います。

つきましては、交付金を受けることによって浮いた一般財源の住民要求に沿った具体化を求めるとともに、J—ALERTというシステムについて、全国で誤作動が相次いでいるため、住民に対して混乱をもたらさないような厳正な運用をこの場で改めて求めて、賛成といたします。

以上です。

○谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第3号「平成21年度岬町一般会計補正予算(第7次)の件」について、起立により採決します。

本件についての三常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

三常任委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議案第4号「平成21年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第4号「平成21年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議案第5号「平成21年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

中原 晶君。

○中原 晶議員 後期高齢者医療制度につきましては、繰り返し申し上げているとおり、速やかな廃止を求める立場ではありますが、本予算については年度が終了する間際の予算であり、賛成せざるを得ないという立場であります。

○谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第5号「平成21年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2次)の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議案第6号「平成21年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第6号「平成21年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議案第7号「平成21年度岬町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第1次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第7号「平成21年度岬町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第1次)の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議案第8号「平成22年度岬町一般会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

奥野 学君。

○奥野 学議員 過去数年は基金の取り崩しと超過課税とで収支のバランスをとっているわけであり、これからも同じ状態が続くことは明確であります。田代町長の選挙公約での3本柱は町民の皆様にとって大変喜ばしいことであり、私も大いに賛成したいところではありますが、基金もあと一、二年で残高が全くなくなってしまい、そのことは田代町長も十分認識されていることと思います。この4月からの機構改革で特命課をつくり、財政再建に向けて大いに汗をかいていただき改善することを期待いたします。

多奈川・深日保育所が統合され約1年になり、子どもたち、保護者たちも含め毎日元気に楽しく集団生活がなされております。財政が改善されるまで今の状態で進め、見直しがついた時点で多奈川保育所の復活をされてはいかがでしょうか。今回の平成22年度の予算編成に向けては、極めて詰めが甘い感があります。

よって、平成22年度一般会計の中に多奈川保育所設計業務委託料250万円が含まれておりますので、賛成することができません。

以上で反対討論といたします。

○谷本 貢議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

和田勝弘君。

○和田勝弘議員 多奈川保育所を復活する予算が計上された平成22年度一般会計当初予算について、賛成討論をいたします。

去る3月2日の本会議において、田代町長は公約である多奈川保育所の復活について早急に取り組んでまいりますと表明されました。

私は平成20年12月議会において、また翌年の3月議会において、多奈川保育所の休所については断固反対の立場を貫き、行政側に保育所の休所の理由について、また保育所利用者を初めとする住民の意向について問いただきました。しかし、理事者側から納得できる説明をいただけないまま、多奈川保育所の休所が強行されました。

その後、保育所利用者を対象とするアンケート調査結果から、多奈川保育所の復活を求める意見が過半数を超えること、また復活の時期については早急にとの意見が多かったことが報告され

ました。こうしたことから、私の主張する内容が正しかったことが改めて証明されたと確信し、多奈川保育所の復活を一刻でも早く行えることを改めて要望する次第であります。

なお、保育所の復活に当たっては、保育所の改造経費や保育所の配置など新たな財政負担が生じることから、厳しい本町の財政状況から復活に向けて懸念される方もありますが、これについては田代町長が表明されている行財政改革によって必要な財源を生み出していただき、この復活による財政的な不安について解消していただきたいとお願いするものであります。

こうした状況を踏まえ、田代町長が多奈川保育所の復活を表明されたことは、地元議員としても願ってもないことであり、また多奈川保育所と保護者の願いがかなえられることとなります。そして、この保育所の復活が多奈川地区の過疎化を抑制する重要な施策になると考えられることから、賛成討論といたします。

以上であります。

○谷本 貢議長 次に、反対討論ございませんか。

出口 實君。

○出口 實議員 私のほうは、多奈川保育所の復活に対しましては異存はございません。ただし、この予算計上に関しまして、多奈川小学校の設計見積りの250万円が今期に計上されております。そういう中で、来年度、多奈川元保育所を復活するに当たり、備品代の約600万円が計上されていないということに関しまして、私、行政の算出方法にちょっと疑問を抱いております。

もし、来年、多奈川保育所を復活させるのであれば、当然この当初予算に600万円も計上すべきだと考えております。そういう中で、他の予算案でも私の理解できない点が3カ所ほどございます。そういうところを踏まえまして、今回の件に関しましては反対討論といたします。

なお、再度申し上げることは、多奈川保育所の復活に関しましては賛成でございます。

以上でございます。

○谷本 貢議長 次に、賛成討論ございませんか。

○中原 晶議員 反対討論なんですけど、よろしいですか。

○谷本 貢議長 反対討論、中原 晶君。

○中原 晶議員 来年度の一般会計の予算につきましては、交付金を活用しての教育施設の耐震化や家庭ごみ無料化の継続、また多奈川保育所の復活に向けての予算化、妊婦健診の公費助成の拡充など、住民の願いにこたえる施策の具体化がなされている点については評価するものであります。

しかしながら、一方で乳幼児医療費の公費助成の年齢引き上げは見送られ、準要保護の基準も

3年前に引き下げられたままとなっており、対象者が切り捨てられたままとなっており。また、人権施策については縮小傾向にはあるものの、人権に名をかりた旧同和施策を引き継ぐものと疑われる事業が残されたままとなっており。自立支援法の応益負担のもとで低所得者への配慮は一定なされているものの、それ以外の利用者にとっては重い負担が押しつけられたままであります。

また、子ども手当については、手当そのものについては子育ての社会化ということで異論はありませんが、同時に持ち込まれる16歳から18歳の年少扶養控除と特定扶養控除の上乗せ部分の廃止によって、負担がふえる家庭が生まれることが懸念されています。

多くは国の政策に起因するものではありませんが、町独自の手当がなされておらず、国の政治のもとで苦しむ住民を守る役割が果たせないものとなっていると考えるものであります。

よって、本予算には反対であります。

○谷本 貢議長 次に、賛成討論ございませんか。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第8号「平成22年度岬町一般会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての三常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

三常任委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○谷本 貢議長 起立多数であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議案第9号「平成22年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第9号「平成22年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議案第10号「平成22年度岬町国民健康保険特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

中原 晶君。

○中原 晶議員 国民健康保険の会計につきましては、国からの国庫負担の後退が保険料値上げの大きな要因となっており、町独自の努力は困難であることは推察しているところであります。

しかしながら、来年度についても保険料値上げの見通しが示され、払いたくても払えない保険の加入者が依然多数残されており、現在の不況の影響でさらにふえることも考えられます。全国的にも受診抑制による病状の悪化や死に至るケースが報告されており、根本的な解決を図るには高過ぎる保険料を値下げすべきという立場から、本予算には賛同できないものであります。

○谷本 貢議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第10号「平成22年度岬町国民健康保険特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○谷本 貢議長 起立多数であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議案第11号「平成22年度岬町老人保健特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第11号「平成22年度岬町老人保健特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

議案第12号「平成22年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

中原 晶君。

○中原 晶議員 後期高齢者医療制度については、これまでも繰り返し述べてきたとおり、年齢による差別医療制度であること、また天井知らずに保険料が値上げされることなどを指摘し、速やかな廃止を求めてきたところであります。

来年度からの保険料については、大阪府では引き上げ率、1人当たりの保険料とも全国第3位という高さで値上げが行われることとなり、3,895円値上げの8万728円という保険料が示されたところであります。

国民の強い批判を受け、民主党を中心とする政権は制度廃止の意向を示したものの、廃止時期を先送りにし、負担軽減のための国庫補助を行うという約束も果たさず、後退に次ぐ後退によって今回の値上げに至ったものであります。新たな制度設計の上でも対象年齢を75歳から65歳に引き下げるといった差別医療の拡大の方向が示されており、大問題だと考えるものであります。

本制度の速やかな廃止を求めて反対するものであります。

以上です。

○谷本 貢議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

賛成討論ございませんか。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第12号「平成22年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○谷本 貢議長 起立多数です。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議案第13号「平成22年度岬町下水道事業特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第13号「平成22年度岬町下水道事業特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議案第14号「平成22年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第14号「平成22年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

議案第15号「平成22年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

反対討論ございませんか。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

中原 晶君。

○中原 晶議員 介護保険の特別会計につきましては、これまで町独自の負担軽減策の拡充を繰り返

返し求めてきたところではありますが、実現されずに現在に至っており、保険料負担と利用料負担が大変重く、実際のサービスを利用できない方が取り残されています。制度の相次ぐ改悪によって、保険あってサービスなしという実態も深刻です。

本来であれば、本会計には賛同できるものではありませんが、昨年度からの経緯を考慮し、反対という立場はとらないことといたしました。今後の利用者負担の軽減とサービスの拡充を改めて求めて、今回は賛同いたします。

○谷本 貢議長 反対討論ございませんか。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第15号「平成22年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

議案第16号「平成22年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第16号「平成22年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

議案第17号「平成22年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第17号「平成22年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。
総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

議案第18号「平成22年度岬町深日財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第18号「平成22年度岬町深日財産区特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。
総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

議案第19号「平成22年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第19号「平成22年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。
総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

議案第20号「平成22年度岬町谷川財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第20号「平成22年度岬町谷川財産区特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

議案第21号「平成22年度岬町水道事業会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第21号「平成22年度岬町水道事業会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

議案第25号「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

中原 晶君。

○中原 晶議員 本件につきましては、介護保険と自立支援法にかかわっての案件ですが、かねてから介護保険や自立支援法そのものについては見直すべき制度上の問題点について指摘してきたところであります。

しかしながら、審査会の庶務を岬町が担当すると決められたこの時点におきましては、審査会の委員を務められる委員の報酬を支払うのは当然と考えますので、今回に至っては賛成とさせていただきます。

○谷本 貢議長 次に、反対討論ございませんか。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第25号「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

議案第26号「岬町特別会計条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第26号「岬町特別会計条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

議案第27号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

中原 晶君。

○中原 晶議員 本件にかかわっては幾つかの内容が含まれておりますので、それぞれについて考えを申し上げたいと思います。

後期高齢者医療制度の導入に伴う被害者を救済するための措置が延長されるということにつきましては、当然の措置であり、妥当と考えるものであります。しかしながら、本件の中では地方税法の改定に伴う内容に至っては、所得への課税は総合課税を原則とするべきであるにもかかわらず、大資産家を優遇する目的で行われている分離課税が引き続き持ち込まれる形となっており、

原則を総合課税とするべきという立場から賛同できない内容が含まれております。

また、国民健康保険料の賦課限度額の引き上げについては、中間所得層の負担軽減を図るとの意図は理解できますが、現状では高額所得とは言えない人にまで最高限度額の負担を強いられているという実態があり、負担の重さに耐えかねている住民の実態をおもんばかれますと、賛同できないと考えるものであります。

以上です。

○谷本 貢議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第27号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○谷本 貢議長 起立多数です。よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

三常任委員会に付託された案件はすべて議決されました。

各委員の皆さん、本当にご苦労さまでした。

○谷本 貢議長 次に、日程2、議案第28号「平成21年度岬町一般会計補正予算（第8次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程2、議案第28号、平成21年度岬町一般会計補正予算（第8次）の件につきまして、概要を説明させていただきます。

議案書1ページをご参照願います。

繰越明許費といたしまして、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めるものでございます。

2ページの第1表、繰越明許費をごらんください。

河川災害復旧事業といたしまして、繰越限度額を1,080万円と定めるものでございます。

繰越理由といたしましては、平成21年11月11日の豪雨により発生いたしました河川災害の復旧に当たり、平成21年12月議会に補正予算を計上し、今年度末までに完了すべく工事進捗を図っておりましたが、復旧工事の一部につきまして、工事中仮設進入路の地権者との協議に期間を要したこと、また、この天候模様も含めまして、年度末までの完了が困難となったものでございます。

なお、繰越明許費につきましては、一般会計補正予算（第7次）におきまして既に9件分を計上しておりますが、今回に係る理由により、災害復旧事業を追加するものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいま理由については説明を受けたところではありますが、復旧箇所についても確認をさせていただきたいと思っております。

○谷本 貢議長 上下水道部長、末原光喜君。

○末原上下水道部長 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

大きく工事場所につきましては3カ所でございます。

1点目は西川の災害復旧工事に係るもので、1工区、2工区、3工区が合算されたものでございます。2点目は東川の災害復旧工事に係るもの、3点目はみろく川災害復旧に係るものでございます。

以上でございます。

○谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第28号「平成21年度岬町一般会計補正予算（第8次）の件」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 満場一致です。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

○谷本 貢議長 日程3、議案第29号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 日程3、議案第29号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件について説明いたします。

提案理由は、行財政改革のさらなる推進を図るため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は裏面の同条例の一部を改正する条例（案）をご参照願います。

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年岬町条例第9号）の一部を次のように改正するものでございます。

附則に次の1項を加えるものでございます。

給料の額の特例といたしまして、23、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における第3条に規定する給料表の適用を受ける職員の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、この規定による給料月額から当該給料月額に100分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を減じて得た額とする。ただし、職員の退職手当に関する条例（昭和38年岬町条例第4号）に基づく退職手当算定の基礎となる給料月額については、第3条の規定による額とする。

附則といたしまして、この条例は平成22年4月1日から施行するものでございます。

要するに、平成22年度について、一般職の給料を2%カットするというものでございます。ただし、退職手当の算定につきましては、2%カットは反映させないこととしております。

以上が条例改正案の内容でございます。

今回の提案の背景といたしましては、一般会計の収支見直しにおきまして、固定資産税等の超過課税を引き続き実施してもなお、平成22年度決算におきましては約2億8,000万円、23年度決算におきましては約2億4,000万円の財源不足が生じます。そして平成24年

度決算におきましては財源不足を基金の取り崩しでは補えなくなりまして、約1億5,000万円の単年度赤字が発生すると見込まれております。この見込まれる財源不足を少しでも縮減いたしまして財政再生団体への転落を抑制し、行財政改革の一つとしまして人件費の削減を実施することになったものでございます。今回の改正による効果額は一般会計ベースで約2,000万円程度の削減というふうに試算しております。

これにつきましては職員組合とは協議、交渉を行いまして、既に合意に達していることを申し添えさせていただきたいと思っております。

また、平成23年度におきましても人事院勧告がなされることが予想されております。勧告があった場合にはその内容を十分調査いたしまして、職員組合と協議してまいりたいというふうに考えております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終了させていただきます。ありがとうございます。

○谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいまの説明の中で、職員組合との合意を得た上での上程であるということが添えられておりましたけれども、交渉の経過や合意に至る経緯を詳細にお聞かせいただきたいと思います。

○谷本 貢議長 企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 職員組合とは、1月29日に文書によりまして平成22年度からの交渉項目、要望項目、岬町の理事者側からの要望項目を差し上げておりました。その経過におきましては多種にわたっておりましたけれども、このたびの給料の削減につきましては、特にこの3月1日に入りまして事務折衝を行いまして、その後、事務折衝を3回、それから町長に直接交渉に入っていただきまして回答したものでございます。その回答を得たのは先週の金曜日に合意ということをお願いしております。

以上でございます。

○谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいま質疑させていただいたご回答を受けまして経過をお伺いしたところではありますが、今回の結果に至った手続上の瑕疵は見受けられず、合理的な手続がとられたというふうに感じているところであります。

公務労働に携わる職員の給与の引き下げは、基本的には賛同しかねる立場ではありますが、合意が得られたとのことでありますので、今回につきましては賛同せざるを得ないと考えるものであります。

○谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第29号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 満場一致です。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

○谷本 貢議長 日程4、議員提出議案第1号「岬町議会委員会条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。議会議員、辻下正純君。

○辻下正純議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第1号「岬町議会委員会条例の一部を改正する件」を地方自治法第112条及び岬町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出者は岬町議会議員、辻下正純。

賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

賛成者、岬町議会議員、反保多喜男、和田勝弘、豊国秀行、中原 晶、辻下文信、鍛冶末雄、
以上であります。

提案理由は、岬町事務分掌条例（昭和56年岬町条例第4号）の一部改正に伴い、本条例に所
要の改正を行うものであります。

岬町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について説明いたします。

裏面をご参照願います。

岬町議会委員会条例（昭和62年岬町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「する」の次に「。ただし、特命対策課の所管については、
別に定める」を加え、同項第1号中「並びに総合計画に関する事項」を削り、同項第2号中
「住民部及び福祉部」を「住民福祉部」に改め、同項第3号中「事業部、上下水道部及び活力
創造課」を「都市整備部」に改め、「（総合計画に関する事項を除く。）」を削る。

なお、附則としまして、この条例は平成22年4月1日から施行することとしております。

参考までに新旧対照表をつけておりますので、ご参照ください。

以上でございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議員提出議案第1号「岬町議会委員会条例の一部を改正する件」を起立により採決
します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○谷本 貢議長 満場一致であります。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○谷本 貢議長 日程5、意見書案第1号「子ども手当の全額国庫負担を求める意見書（案）」を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。議会議員、川端啓子。

○川端啓子議員 ただいま議長のお許しを得ましたので、意見書案を提案いたします。

意見書案第1号

子ども手当の全額国庫負担を求める意見書（案）

本議案を別紙のとおり、岬町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出者、岬町議会議員、川端啓子。

賛成者は次のとおりです。敬称は省略させていただきます。

賛成者、岬町議会議員、鍛冶末雄。

以上のとおりであります。

趣旨説明は、朗読によりかえさせていただきます。

朗読させていただきます。

子ども手当の全額国庫負担を求める意見書（案）

政府は、2010年度から「子ども手当」をスタートさせます。その財源について、政府は当初、「全額国庫負担」と明言していたにもかかわらず、10年度限りの暫定措置とはいえ、一方的に地方にも負担を求める結論を出しました。

しかも、10年度における子ども手当の支給方法は、子ども手当と現行の児童手当を併給させるという“変則”で、極めて遺憾です。また、地方の意見を十分に聞くこともなく決定するのは、地方と国の信頼関係を著しく損なうものであり、「地域主権」という言葉とは裏腹な今回の政府の対応は誠に残念です。

よって、11年度以降の子ども手当の本格的な制度設計においては、政府が当初明言していた通り、全額国庫負担とし、新しい制度としてスタートすることを強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月25日

大阪府泉南郡岬町議会

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣であります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○谷本 貢議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、意見書案第1号「子ども手当の全額国庫負担を求める意見書(案)」について、起立により採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○谷本 貢議長 起立多数です。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

○谷本 貢議長 以上をもって、今期定例会の会議に付された事件はすべて議了しました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成22年第1回岬町議会定例会を閉会します。

慎重審議、ありがとうございました。

(午前11時43分 閉会)

以上の記録が本町議会平成22年第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成22年3月25日

岬町議会

議 長 谷 本 貢

議 員 辻 下 文 信

議 員 辻 下 正 純